

長崎県主要農作物種子条例の運用について

4 農園第 6 6 7 号
長崎県農林部長通知
令和 5 年 3 月 3 0 日

(趣旨)

第 1 この通知は、長崎県主要農作物種子条例(令和 5 年 3 月 24 日長崎県条例第 6 号。以下「条例」という。)第 11 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定める。

(奨励品種の決定)

第 2 条例第 4 条の規定による奨励品種の決定にあたっては、次に掲げる事項による。

1 奨励品種の決定基準

奨励品種を決定するにあたっては、本県における気象、土壌、農業者の経営内容及び技術水準、主要農作物の需要動向等を十分考慮するとともに、優良と認められるものは積極的に採用することを旨として、別記 1 により決定する。

2 奨励品種決定調査

県は、奨励品種の決定にあたっては、奨励品種決定調査を行う。

(1) 奨励品種決定調査の種類及び担当機関

ア 基本調査

供試される品種につき、県内での普及に適するか否かについて、栽培試験その他の方法によりその特性の概略を明らかにする。基本調査は、試験研究機関において、当該機関の職員が担当して行う。

イ 現地調査

県内の自然的経済的条件を勘案して区分、決定した地域(以下「奨励品種適応地域」という。)ごとに、栽培試験を行うことにより、供試される品種の特性を明らかにする。現地調査は、原則として、奨励品種適応地域ごとに、その地域内を管轄する振興局または試験研究機関の職員が担当するものとする。ただし、調査に用いるほ場の管理については、農業者に委託することができる。

現地調査に用いるほ場の管理を委託する農業者は当該ほ場を日常的に管理することが可能な者の中から選定する。また、選定した農業者とは奨励品種に決定される以前の調査対象品種の種子が他に渡らないよう、特に調査ほ場から得られる生産物の処分方法について、あらかじめ取り決めておくものとする。

(2) 奨励品種決定調査の方法は別記 2 のとおりとする。

(3) 奨励品種決定調査に供試される品種・系統に関する事項(当該品種・系統に係る奨励品種決定調査の継続及び中止に関することを含む。)については、関係部局、関係振興局、農業者の組織する団体、民間の品種育成関係者、農産物の実需者等の意見を聴くものとする。

3 奨励品種の決定方法

奨励品種の決定方法は、農林部長が別に定める「長崎県農林業技術の確定並びに普及要綱」で定めるところによる。

(種子計画の策定)

第3 条例第5条の規定による種子計画の策定にあたっては、次に掲げる事項による。

1 種子計画の策定

- (1) 県は、必要な種子を確保するため、2の(1)のイによる報告及び2の(2)のウによる審議結果を参酌して種子計画を定める。

2 種子の安定供給を図るための協議会等

(1) 主要農作物種子協議会

ア 種子の安定的な供給に関する事項について協議等を行うため、一般社団法人 長崎県米麦改良協会(以下「米麦改良協会」という。)を種子の安定供給を図るための協議会として位置づける。

イ 米麦改良協会は、次に掲げる事項の協議結果を知事に速やかに報告するものとする。

- (ア) 年間の種類別及び品種別種子の需給の見通しに関する事項
(イ) 種子の生産流通に関する事項
(ウ) 種子の備蓄に関する事項
(エ) その他種子の安定的な供給に関する事項

(2) 主要農作物種子管理委員会

ア 種子計画を策定するにあたり、主要農作物種子管理委員会(以下「種子管理委員会」という。)を設置する。

イ 種子管理委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (ア) 県の行政機関、試験研究機関及び関係振興局
(イ) 米麦改良協会
(ウ) 全国農業協同組合連合会長崎県本部
(エ) 関係農業協同組合
(オ) その他種子の安定的な供給に関係する者

ウ 種子管理委員会は、農産園芸課長が主宰し、次に掲げる事項について審議を行う。

- (ア) 種類別及び品種別の種子の需給の見通しに関する事項
(イ) 種子・原種の生産計画に関する事項
(ウ) 種子・原種の価格に関する事項
(エ) 種子・原種生産に係る指導方策に関する事項
(オ) その他種子の安定的な供給に関する事項

(原種等の生産)

第4 条例第6条の規定による原種等の生産にあたっては、次に掲げる事項による。

1 原種等の生産

- (1) 原種等の生産の対象となる品種は、本県における奨励品種とする。なお、民間事業者が育成した品種については、民間事業者による種子供給体制の整備状況等を踏まえ、種子管理委員会の協議により実情に応じ判断するものとする。ただし、次の場合はこの限りではない。

ア 奨励品種決定調査を1年以上行い、優良であると認めた品種であって、次の条件により普及のための種子を生産するために必要な原種及び原原種(条例第6条第2項の規定による指定原種ほ場または原原種ほ場において生産される種子をいう。以下同じ。)をあらかじめ生産する場合。

- (ア) 種子計画の中で生産を行うこと。

- (イ) 生産対象となった品種が奨励品種にならなかった場合には、条例第6条第2項の規定による指定原種ほ場または指定原原種ほ場における原種等としての生産を中止すること。
- イ 品種の特性を明らかにするため、複数の農業者に大規模な試験栽培を委託することとしている品種であって、次の条件により当該試験栽培用の種子を生産するために必要な原種等を生産する場合。
- (ア) アの(イ)の条件を満たすこと。
- (イ) 奨励品種決定調査を実施していることまたは実施することが明らかであること。
- ウ 消費者の需要の把握等を目的とした試験販売に必要な生産物を確保するため、栽培を委託することとしている品種であって、次の条件により当該栽培用の種子を生産するために必要な原種等を生産する場合。
- (ア) アの(イ)の条件を満たすこと。
- (イ) 奨励品種決定調査もしくは生産力検定試験（品種の収量、病虫害抵抗性その他主要な特性を明らかにするため、県の試験研究機関が実施する試験をいう。以下同じ。）を実施していることまたは実施することが明らかであること。
- (ウ) 栽培において委託者は、受託者に対し必要に応じ生産について指導を行うとともに、両者間において災害による被害等が生じた場合の措置について合意していること。
- (エ) 委託者は必要に応じほ場審査、生産物審査に必要な資料を県に提出すること。
- (2) 県は、条例第5条第2項第2号の規定による原種等の生産に関する事項に係る種子計画の策定にあたっては、次の点に留意する。
- ア 当該計画の策定にあたっては、原種等について、県及び県以外の者による生産により、全体として適正に供給されるよう、自らの原種ほ場等と指定原種ほ場等との面積を調整すること。
- イ 本県で生産される原種等を、本県以外の都道府県に配付する場合には、関係都道府県との連絡調整を行い、適正規模の原種等の生産が行われるよう調整すること。
- (3) 原種等の生産の方法は、次に定めるところによる。
- ア 原種
- (ア) 品種の混交を避けるために、異品種からの隔離、周辺への同一品種の配置等適切な管理を行う。
- (イ) 異種類、異品種等の個体が発見しやすいよう可能な限り疎植または薄播きとする。
- イ 原原種
- (ア) アの(ア)に同じ。
- (イ) 1本植えまたは1粒播きによる系統栽培とする。
- (ウ) ほ場または生産物審査の結果、品種本来の特性と異なる個体または種子が混入している系統の全部を除外した上で、翌年の原原種の生産に用いる原原種を系統別に保存するとともに、残余の個体を原種の生産に用いるものとする。ただし、保存する原原種の系統は、品種の固定度に応じ適切な数を選択する。
- (エ) 原原種生産用の種子は、少なくとも3カ年に1回の頻度により育種家種子で更新し、品種の特性を保持する。
- (4) 県は、原種ほ場等の整備にあたっては、ほ場の立地条件、施設及び次に定める留意事項を勘案して行う。
- ア 気象、土壌、用水等の自然条件が生産しようとする品種の栽培に適した地域内にほ場があること。
- イ 周辺のほ場における植物または品種の花粉、病原体、汚水等により原種等の生産が重大な支障を受ける恐れのないこと。
- ウ 原種等の生産に直接責任を有する者が、原種等の生産方法に関し必要な知識及び技術

を有し、かつ、生産しようとする品種の来歴、特性、固定度等に関する知識を有し、かつ、優良な原種等の生産に熱意を有していること。

エ 原種等の生産に必要な機械及び施設を利用できる体制を有していること。

- (5) 県は、自らの試験研究機関において原種ほ場等を設置・経営する場合のほか、やむを得ない場合に限り、次に定めるところにより、県以外の者にその経営を委託すること及び他の都道府県からの購入等により原種等を確保することができる。ただし、他の都道府県から原種等の購入等を行う際は、県がその原種等の生産状況等を確実に把握できるものに限る。また、原種等の備蓄保管については、米麦改良協会へ委託することができる。

ア 受託者が、原種等の生産方法に関して県の指導を的確に実行する能力を有し、かつ、優良な原種等の生産に熱意を有していること。

イ 原種等の生産が、県と受託者との明確な責任の分担の下で行われるよう次の事項を含む契約を受託者と締結しておくこと。

(ア) 県は、受託者に対し原種等の生産に必要な育種家種子または原原種の供給の責任を有すること。

(イ) 県は、原種等の生産について指導及び監督の責任を有すること並びに受託者はこれに従うこと。

(ウ) 県は、委託に係る原種ほ場等の運営に必要な経費を負担すること。

ウ 原種等を生産する農家の選定は、振興局の助言を得て、米麦改良協会及び農業協同組合が行うこと。

エ 原原種ほ場の経営の委託は、当該原原種ほ場が原原種の生産に必要な知識及び技術を有する者によって、県が定める方法により直接管理されうる場合に限ること。

- (6) 原種等の生産にあたっては、第6の2の(1)の規定による審査の基準及び方法に準じて、あらかじめ定めた責任者により、原種ほ場等及びその生産物について審査を行う。

- (7) 原種等の配付にあたっては、第6の4の規定による生産物審査証明書の交付の方法に準ずる。なお、同質遺伝子品種（特定の病害虫抵抗性等の特定の形質を除き、他の形質は遺伝的に同質となるよう改良された品種。以下同じ。）の場合に限り審査済みの原種を混合して配付することができる。ただし、その証票には、混合したすべての品種名及びその混合比率（重量もしくは容積または重量比もしくは容積比）並びに当該原種から構成される集団に名称が付されている場合には、その名称を記入する。

2 指定原種ほ場または指定原原種ほ場の指定

- (1) 条例第6条第2項の規定による指定原種ほ場または指定原原種ほ場の指定にあたっては、ほ場及び生産者の適格性等を考慮するほか、具体的には1の(4)のア～エの規定に留意する。

（指定種子生産ほ場の指定）

第5 条例第7条第1項の規定による指定種子生産ほ場の指定にあたっては、次に掲げる事項による。

1 種子生産の対象となる品種

種子生産の対象となる品種は、原則として、本県における奨励品種とする。ただし、民間事業者が育成した品種については、民間事業者による種子供給体制の整備状況等を踏まえ、種子管理委員会の協議により実情に応じ判断する。なお、次の場合はこの限りではない。

- (1) 奨励品種決定調査を2年以上行い、有望であると認められた品種であって、次の条件により普及のための種子を生産する場合。

ア 種子計画の中で生産を行うこと。

イ 生産対象となった品種が奨励品種にならなかった場合には、指定種子生産ほ場におけ

る種子としての生産を中止すること。

- (2) 品種の特性を明らかにするため、複数の農業者に大規模な試験栽培を委託することとしている品種であって、次の条件により当該試験栽培に必要な種子を生産する場合。

ア (1)のイの条件を満たすこと。

イ 奨励品種決定調査を実施していること。

- (3) 消費者の需要の把握等を目的とした試験販売に必要な生産物を確保するため、栽培を委託することとしている品種であって、次の条件により当該栽培用に必要な種子を生産する場合。

ア (1)のイの条件を満たすこと。

イ 奨励品種決定調査または生産力検定試験を実施していること。

ウ 栽培において委託者は、受託者に対し必要に応じ生産について指導を行うとともに、両者間において災害による被害等が生じた場合の措置について合意していること。

エ 委託者は必要に応じ、ほ場審査、生産物審査に必要な資料を県に提出すること。

2 指定の対象となるほ場

- (1) 指定種子生産ほ場の指定は、譲渡の目的をもって種子を生産する者が経営するほ場及び委託を受けて種子を生産する者が経営するほ場の双方が対象となりうる。後者の場合、受託者は、優良な種子の生産及び普及について、指定種子生産者ととともに責任を共有しているので、当該指定にあたってはその観点を十分留意して行う。

- (2) 種子の生産が、他からの委託により行われる場合は、次の事項による。

ア 受託者が、種子の生産方法に関して委託者の指導を的確に実行する能力を有し、かつ、優良な種子の生産に熱意を有していること。

イ 種子の生産が、委託者と受託者との明確な責任の分担の下で行われるよう次の事項を含む契約を受託者と締結しておくこと。

(ア) 委託者は、受託者に対し種子の生産に必要な原種の供給の責任を有すること。

(イ) 委託者は、種子の生産について指導及び監督の責任を有すること並びに受託者はこれに従うこと。

(ウ) 委託者は、生産された種子について、処分の責任を有すること及び受託者はこれに従うこと。

- (3) 指定種子生産ほ場の指定にあたっては、優良な種子の生産のために必要な知識及び技術を有する者によって経営され、かつ、効率的な生産が適地において可能な限り集中して行われるよう考慮するものし、具体的な指定にあたっては、次の事項を勘案する。

ア 気象、土壌、用水等の自然条件が生産しようとする品種の栽培に適した地域内にほ場があること。

イ 周辺のほ場における植物または品種の花粉、病原体、汚水等により種子の生産が重大な支障を受ける恐れのないこと。

ウ 種子の生産に直接責任を有する者が、種子の生産方法に関し必要な知識及び技術を有し、かつ、優良な種子の生産に熱意を有していること。

エ 種子等の生産に必要な機械及び施設を利用できる体制を有していること。

オ ほ場の面積が、種子の生産を効率的に行いうるものとして、県が定める面積（団地化された面積の合計を定める場合は、当該面積）を上回っていること。

3 指定の手続き

- (1) 条例第7条第2項の規定による申請は、原則として申請者が下表に掲げる期日までに別記第1号様式による申請書を知事に提出して行うものとする。ただし、申請に係る種子の生産が他からの委託により行われる場合には、当該委託者が申請者の一覧表を付して代理申請を行うことができる。また、同質遺伝子品種を混合して種子を生産する場合には、申

請書の「品種名」欄に、混合したすべての品種及びその混合比率並びに当該品種から構成される集団に名称が付されている場合には、その名称を記入するものとする。

区分	期日
稲 大豆	毎年 9月末日
大麦、はだか麦、小麦	毎年 2月末日

- (2) 知事は、(1)の申請に基づいて条例第7条第1項の規定による指定種子生産ほ場の指定を行ったときは、別記第2号様式により申請者に通知する。ただし、代理人を経由して行われた申請に係る指定の通知は、当該代理人を経由するものとする。
- (3) 指定種子生産者が、指定の取消しを受けたいときは、(1)の手続きに準じて知事にその旨を申し出ることとし、知事は、指定の取消しを行ったときは、その旨の通知を(2)の手続きに準じて行う。

(審査)

第6 条例第8条の規定による審査にあたっては、次に掲げる事項による。

1 審査員

- (1) 条例第8条第3項に規定する審査員は、審査事務の特殊性にかんがみ、県職員または農業協同組合職員であって主要農作物の種子の生産及び管理に関し必要な知識及び技術を有する者から知事が任命する。
- (2) 特に、指定原種ほ場に係る審査については高度の知識及び技術を要するので、試験研究機関において原種等の生産に従事しているまたは従事したことがあり、原種等の適切な生産に必要な知識を有する者とする。
- (3) 県は、審査員に対し、審査に必要な知識及び技術の習得及び向上のために、審査に関する技術書の配付、研修会の開催等必要な措置を講じるものとする。特に審査対象品種については、審査請求者から資料の提出を求める等により当該品種の特性に関する情報を審査員に熟知させるものとする。
- (4) 条例第8条第4項に規定する証票は、別記第3号様式による。

2 審査の基準及び方法

- (1) 条例第8条第5項に規定する審査の基準及び方法は、別記3のとおりとし、県は、審査の基準及び方法を定めるにあたっては、農業者に対して種子の品質を保証するとともに、効率的な審査が行われるように考慮し、必要に応じ見直す。
 - ア ほ場審査 異種類の農作物、異品種の農作物、変種の農作物及び雑草の混入程度、病虫害及び気象被害の発生程度並びに農作物の生育状況
 - イ 生産物審査 発芽率、異種種子、異品種種子、雑草種子及び病虫害種子の混入程度
- (2) 生産物審査のうち、発芽率検定については、県の試験研究機関が行う。

3 審査の手続き

- (1) 条例第8条第2項の規定による審査請求をしようとする者(以下「審査請求者」という。)は、別記第4号様式による審査請求書を知事に提出するものとする。なお、審査請求に係る種子の生産が他からの委託により行われる場合には、当該委託者が申請者の一覧表を付して代理請求を行うことができる。
- (2) 審査請求者は、ほ場に別記4の様式を参考として標札または標柱の設置を行うとともに、審査に先立って審査対象のほ場の境界を標識等により識別できるようにしておくものとする。

- (3) 審査請求があったときは、審査の進め方について、あらかじめ審査請求者と審査員で協議するものとする。
- (4) 審査員は、審査を円滑かつ適正に実施するため、次の事項について調査、指導、助言及び勧告を行う。
 - ア ほ場審査前
 - (ア) 種子の予措の方法及び苗代の管理方法
 - (イ) 播種日または移植日
 - (ウ) 病虫害発生の状況及び防除の方法
 - (エ) 異種類、異品種等の個体の抜取り状況
 - イ 生産物審査前
 - (ア) 収穫、乾燥、調製及び包装の方法並びに農機具の清掃の方法
 - (イ) 種子の調製用機械・施設の調整の方法
 - ウ 審査の終了後
 - (ア) 審査の結果不適合と認められた指定種子生産ほ場及びその生産物の処理の方法
 - (イ) 優良な種子を生産するために改善すべき事項
- (5) 審査は、審査請求者の立会いの下に行い、審査にあたっては、審査の基準を厳格に適用する。ただし、現状では基準に適合しないものであっても、抜取り、再調製により基準に適合すると認められる場合には、必要な措置を指導した後再審査を行う。
- (6) 審査の結果は、野帳を作成して詳細に記録するとともに、不合格とするときは、審査請求者に対し不合格の理由を明示するものとする。また、3の(2)の標札または標柱を撤去させるとともに、当該ほ場の生産物が、種子として取り扱われないよう、当該生産物の処分についての的確な措置を講じる。
- (7) 同質遺伝子品種の原種を混合して種子を生産する場合には、ほ場審査証明書の「品種」の欄には、混合したすべての品種名及び当該原種から構成される集団に名称が付されている場合には、その名称を記入するものとする。

4 生産物審査証明書の交付の方法

- (1) 審査の結果、当該主要農作物またはその原種及び種子が別記3の基準に適合すると認めるときは、次の方法により当該請求者に対し生産物審査証明書を交付し、併せて、種子の生産物審査証明書を交付した際は、農産物検査法に基づく関係登録検査機関に対し別記第5号様式により生産物審査証明書交付一覧を通知する。
 - ア 生産物審査証明書を別記第6号様式により、審査請求者の便宜を考慮して種子の包装ごとに表示する。
 - イ 種子の包装を小分けして販売する場合に、生産物審査証明書が交付される旨を種子の購入者に明らかにするため、別記第7号様式による種子保証票を小分けした小袋に表示する。
 - ウ 同質遺伝子品種に係る生産物審査証明書の交付は、次の事項による。
 - (ア) 同質遺伝子品種（原原種を除く。）を個別に生産して個別に販売する場合、一般品種と同様の扱いとする。
 - (イ) 同質遺伝子品種に係る原種または種子を個別に生産した後混合して販売する場合には、混合する前に生産物審査を行い、合格したものに限り混合すること。なお、混合後の生産物審査証明書の「品種名」の欄に、混合したすべての品種名及びその混合比率（重量もしくは容積または重量比もしくは容積比）並びに当該原種から構成される集団に名称が付されている場合には、その名称を記入すること。
 - (ウ) ウの(イ)に基づき混合した同質遺伝子品種の原種を混合して種子を生産する場合には、生産物審査証明書の「品種名」の欄に、混合したすべての品種名及び当該原種から構成される集団に名称が付されている場合には、その名称を記入すること。
 - エ 生産物審査証明書に用いる印については、農産園芸課で所管する「長崎県種子審査員の

印」の印影の印刷により行う。

- (2) 審査員は、審査を行う場合には、審査の立会い及び審査請求者との連絡等に関し米麦改良協会と密接な連携を図る。

(指導、助言及び勧告)

第7 条例第9条に規定する指導、助言及び勧告(以下「指導等」という。)を行うにあたっては、次に掲げる事項に留意する。

1 指導等の方法

条例の趣旨に即して、種子の生産に関係する者により優良な種子の生産及び普及が熱意を持って取り組まれるよう資料の配付、研修会の開催、現地指導等実効のある方法を用いて指導等を行うこと。

2 新たに種子の生産に関係する者に対する指導等

新たに種子の生産に関係する者に対しては、当該条例の趣旨の徹底に努めるとともに、特に、指定原種生産者及び指定原種生産者に種子の生産を委託された者に対しては、原種等の生産が高度の専門的な知識、技術及び周到な管理を要するものであることにかんがみ、次により適切な指導等に努めること。

- (1) 指定原種ほ場における生産技術の指導は、試験研究機関の助言を得て、担当振興局が行う。
- (2) 指定原種ほ場の栽培管理については、担当振興局の指導を受け指定原種生産者が行う。

3 指導等における米麦改良協会の役割

具体的な指導等にあたっては、優良な種子の生産及び普及における米麦改良協会の役割の重要性にかんがみ、同協会の機能を十分活用すること。

(その他)

第8 種子の価格、確保対策及び転用については次のとおり取り扱う。

1 主要農作物の種子の価格

種子価格が優良種子の安定生産及び円滑な普及に与える影響が大きいことにかんがみ、県は、価格の安定については、種子の取扱いを業とする者その他の関係者を指導するものとする。

2 災害等緊急時の種子確保対策

- (1) 災害等により生産物審査に合格した種子をもっては必要種子量の確保が困難な場合には、品種の来歴が明確で、被害量が少ない一般ほ場であって県が選定したもののうち、ほ場審査に準じて審査を行ったものにおいて生産された農産物で、生産物審査に準じて審査を行い種子の用に供することが適当であると知事が認めたものについては、いわゆる準種子として普及させることができる。
- (2) 災害等における被害が甚大で、(1)の準種子をもっては必要種子量の確保が困難な場合には、第3の2の(2)のウの規定による種子管理委員会の協議を経て、品種の来歴が明確な一般農産物のうち、生産物審査に準じた審査を行い種子として供することが適当であるものについて、種子転用ができる。

附則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、平成30年3月27日付29農園第584号長崎県農林部長通知「長崎県主要農作物種子制度基本要綱」及び同「長崎県主要農作物種子制度の運用について」は廃止する。

主要農作物奨励品種の決定基準

1 奨励品種の採用基準

(1) 県は、奨励品種に採用する場合には、おおむね次の基準のいずれかを満たしている品種のうち、普及上特に支障となる欠点のないものの中から選択するものとする。

ア 収量、病虫害抵抗性、品質その他の栽培上の重要な特性及び生産物の利用上の重要な特性を総合的に勘案し、既存の奨励品種（以下「対照品種」という。）と比較して明らかに優れていると認められること。ただし、奨励品種に採用しようとする品種が、普及対象地域の範囲または生産物の用途について制限のある場合を妨げない。

イ 収量、病虫害抵抗性、品質その他の栽培上の重要な特性または生産物の利用上の重要な特性のいずれかについて、対照品種と比較して明らかに優れていると認められること。

(2) 奨励品種を採用する場合には、次の区分から選択するものとする。なお、区分は奨励品種採用後に、変更することが可能とする。

ア 奨励品種 本県で広域に推進する品種（酒造好適米、糯米を除く）

イ 認定品種 地域、作型、用途等が限定している品種。酒造好適米。糯米。

2 奨励品種の廃止基準

県は、奨励品種採用後次のいずれかに該当すると認められるときは、当該奨励品種を廃止することができる。

(1) 奨励品種の特性が変化し、1の(1)の基準を満たさなくなった場合

(2) 普及対象地域で栽培上重要とされる特性または生産物の利用上重要とされる特性に関し、重大な欠点が明らかになった場合

(3) 当該品種に係る作付面積が著しく減少し、今後とも増加の見通しが無い場合

(4) 新たな奨励品種によって代替が可能である場合

(5) 当該品種の種子の供給が困難となった場合

奨励品種決定調査の方法

1 調査対象品種

(1) 奨励品種決定調査（以下「調査」という。）の対象となる品種は、次のすべての要件を満たすものの中から決定するものとする。

- ア 調査に支障のない程度に品種の固定が進んでいること。
- イ 調査に必要な種子が十分供給されること。
- ウ 県が定めた病虫害抵抗性その他の主要な特性について、検定により明らかにされていること。
- エ 県の対照品種との比較栽培試験等により、対照品種より改善された点が認められること。

(2) (1)の品種の育成者は、調査を受けようとする品種について、(1)のアからエまでの事項に関する資料を添えて県に次に掲げる期日までに申請を行うものとする。ただし、あらかじめ県と協議して別の期日を設けた場合には、この限りではない。

春夏作 2月 末日
 秋冬作 8月31日

2 調査の期間

(1) 調査の期間は、原則として3年とする。ただし、3年未満の調査であっても他の都道府県その他の機関の調査結果から調査対象品種の特性が明かな場合には、この期間を短縮することができる。

(2) 基本調査は、調査対象品種の特性を明らかにするため、第1年目に予備調査、第2年目以降に本調査を行う。ただし、当該品種の特性が明かな場合には、予備調査を省略することができる。

(3) 現地調査は、基本調査の予備調査が終了してから行う。

3 調査に用いる品種

調査には、次の品種を含めなければならない。

(1) 標準品種

原則として数県にわたる地帯に奨励品種として共通して普及しており、調査対象品種の比較対象の基準となる品種

(2) 比較品種

特定の形質を比較するための品種

4 耕種概要

奨励品種決定調査の耕種概要の基準

調査の種類	農作物の種類	区制		耕種法の種類	
		1区面積	区数		
基本調査	予備調査	稲	6 m ² 以上	2区以上	作期、施肥水準、移植、播種の方法等について最も普及している耕種様式により調査を行う。
		麦類	6 m ² 以上		
		大豆	10 m ² 以上		
	本調査	稲	6 m ² 以上	3区以上	
		麦類	6 m ² 以上		
		大豆	10 m ² 以上		
現地調査	稲	20 m ² 以上	2区以上	作期、施肥水準、移植、播種の方法等について当該奨励品種適応地域に最も普及している耕種様式により調査を行う。	
	麦類				
	大豆				

(注1) 麦類は、大麦、はだか麦及び小麦をいう。

(注2) 奨励品種適応地域は、条例の運用に係る農林部長通知第2の2の(1)のイで定めるものをいう。

5 調査項目

奨励品種決定調査の調査項目の基準は次のとおりとする。

調査の種類		調査の項目
基本調査	予備調査	<p>1 稲 播種期、移植期(直播の場合は入水期)、出穂期、成熟期、発芽の良否(直播または陸稲の場合に限る。)、稈長、穂長、穂数、全重、玄米収量、標準品種との玄米収量の比較比率、玄米千粒重、玄米品質、食味、倒伏程度、病虫害、気象災害その他の障害に対する抵抗性、有望度及び有利または不利とした形質</p> <p>2 麦類 播種期、出穂期、成熟期、発芽の良否、稈長、穂長、穂数、子実収量、千粒重、容積重、子実品質、倒伏程度、病虫害、気象災害その他の障害に対する抵抗性、有望度及び有利または不利とした形質</p> <p>3 大豆 播種期、開花期、成熟期、発芽の良否、茎長、分枝数、子実収量、百粒重、子実品質、倒伏程度、病虫害、気象災害その他の障害に対する抵抗性、有望度及び有利または不利とした形質</p>
	本調査	<p>1 稲 予備調査の項目に次の項目を追加する。ただし、環境変化を受け難い項目は、省略することができる。 籾数、登熟歩合、容積重</p> <p>2 麦類 予備調査の項目に次の項目を追加する。ただし、環境変化を受け難い項目は、省略することができる。 子実加工品の品質(ただし、育成者の評価で代用可能な場合は省略することができる。)</p> <p>3 大豆 予備調査の項目に同じ。ただし、環境変化を受け難い項目は、省略することができる。</p>
現地調査		<p>1 稲 基本調査の予備調査の項目と同じ。</p> <p>2 麦類 基本調査の予備調査の項目に同じ。</p> <p>3 大豆 基本調査の予備調査の項目から分枝数を除いたもの。</p>

(注) 麦類は、大麦、はだか麦、小麦をいう。

[別記3]

審査の基準及び方法

1 基本事項

(1) 審査の対象となる種子は、次の3種類とする。

原原種、原種及び一般種子

(2) 種子生産用種子の取扱い

ア 原原種を生産するために用いる種子は、生産する品種の育成者もしくはその者の所属する機関の直接の管理の下に適正に生産され、当該育成者もしくは当該機関が適正と認める旨の書状が添付された育種家種子または系統別に保存されている原原種とする。

イ 原種を生産するために用いる種子は、原原種とする。

ウ 一般種子を生産するために用いる種子は、原種とする。ただし、種子の生産を緊急に行う必要がある場合等または災害等により原種の供給が困難となった場合等知事が特に必要と認めた場合には原原種を用いることができるものとする。

(3) 審査の単位

ア ほ場審査は、農道、畦畔、垣根、周縁作物等で明確に区分されたほ場を1単位とする。

イ 生産物審査は、1包装を単位とする。ただし、機械的に十分均質化された荷口を作成することが可能な場合には、抽出審査またはばら審査を行うことにより当該荷口を1単位とすることができる。

(4) 審査の時期及び回数

ア ほ場審査は、原則として次の各時期に行うものとする。また、当該時期における審査のみでは適正な審査を実施することが困難な場合には、別の時期にも審査を行うものとする。

特に、種子伝染性の病害または虫害の発生する恐れのある場合には、最も確認しやすい時期にも行わなければならない。さらに、審査は、好天日を選び、早朝及び日没を避けなければならない。

種 類 \ 審査時期	第 1 期	第 2 期
稲及び麦類	穂 揃 期	糊 熟 期
大 豆	開 花 期	成 熟 期

(注)麦類は、大麦、はだか麦及び小麦をいう。以下同じ。

イ 生産物審査は、密封する直前に行う。ただし、審査上必要な場合には、収穫後から包装・出荷までの期間の必要な時期に更に審査を行うことができる。

(5) 種子の調製

ア 生産物審査に先立って、種子の調製を行うための施設・設備について、次の項目を確認するものとする。

(ア) 調製に当たって混種が起こらないような方法が採られていること。

(イ) 調製中に種子の出所及び由来が常に確認できるようになっていること。

(ウ) 調製作業及び種子の搬入・搬出に関する記録が適正に保存されていること。

(エ) 調製作業の責任者が確保されていること。

イ 異なる荷口同士を混合して新たな荷口を作成する場合には、種子の品種が同一である場合に限るものとする。ただし、同質遺伝子品種の原種または一般種子を混合する場合を除く。また、種子の階級が異なる荷口同士を混合する場合には、混合して作成され荷口は、混合した荷口のうち最も低い階級と同じ階級に属するものとして審査しなければならない。

(6) ほ場の隔離

ア 同一のほ場において前作と同じ農作物の種子を生産する場合には、前作の収穫後一年以上経過した後に栽培が開始されていること。ただし、前作で生じた異種等種子が残存しないための措置を講じている場合は、この限りでない。

イ 隣接して同じ農作物を生産するほ場がある場合には、当該ほ場と畦畔、障害物等によって区分され、かつ、十分な距離が確保されているようにすること。ただし、交雑を防止するためのその他の措置を講じている場合は、この限りでない。

2 ほ場審査

ほ場1単位ごとにその外側を回りながら、または適宜ほ場に入って周囲を注意深く見渡し農作物の外観を審査し、混入、発生または生育の程度を判定する。

(1) 基準（最高限度）

審査項目 種子の種類	変種、異種類 及び異品種の 農作物 (注1)	雑草	種子伝染性 の病虫害 (注3)	その他の 病虫害及び 気象災害	農作物の 生育状況
原原種 原種 一般種子	含まないこと	農作物の生育に影響を及ぼさない程度であること (注2)	含まないこと	殆ど被害のないもの (注4)	特に異常な生育を示していないこと

(注1) 変種は、審査対象品種のうち変異を生じている個体とする。ただし、当該変異が当該品種に通常発生し、発生程度も他の品種と同程度であって生産上特に支障がないものであり、かつ、当該品種に由来することを当該品種の育成者または育成機関が明らかにしているものを除く。

異種類は、異なる種類の農作物とする。

異品種は、同質遺伝子品種を除くものとする。

(注2) 麦類については、カラスムギ、カラスノエンドウを殆ど含まないこと。

(注3) 種子伝染性の病虫害は、次に掲げるものとする。

稲については、ばか苗病及び線虫心枯病

麦類については、黒穂病類、斑葉病、条斑病及び粒線虫病

大豆については、ウイルス性病害、黒とう病及び紫斑病

(注4) 被害があっても被害部分を抜き取るかまたは適当な処置をすれば種子として差し支えないと認められるものは合格とする。ただし、被害程度が20%以上の場合は不合格とする。

(2) 変種、異品種及び異種類の農作物の審査

全株審査による。ただし、あらかじめその精度について十分立証された方法による抽出審査に代えることができるものとする。

(3) その他の項目の審査

混入等の著しい箇所が見出された場合でも、局所的なときは精密な審査を行い、雑草及び被害株の除去等適切な処置をとれば、種子としての使用に差し支えないと認められるものは合格とする。

3 生産物審査

(1) 基準

ア 稲

審査項目 種子の種類	最低限度	最高限度			
	発芽率 (注1)	異種種子 (注2)	異品種種子 (注3)	雑草種子 (注4)	病虫害種子 (注4)
原原種 原種 一般種子	% 90	含まないこと	含まないこと	% 0.2	% 0.5 (注6)

イ 麦類及び大豆

審査項目 種子の種類	最低限度	最高限度			
	発芽率 (注1)	異種種子 (注2)	異品種種子 (注3)	雑草種子 (注4)	病虫害種子 (注4)
原原種 原種 一般種子	% 80	含まないこと	含まないこと	% 麦類 0.2(注5) 大豆 0.0	% 麦類 0.5 大豆 10.0 (注6)

(注1) 発芽率は、全種子粒に対する発芽粒の粒数割合とする。

(注2) 異種種子は、当該主要農作物の種類を除いた他の農作物の種類（稲の場合、水・陸稲別及びもち・うるち別の種類に区分した場合の当該稲の種類）の純種子粒をいう。

(注3) 異品種種子は、異種種子及び審査対象品種（同質遺伝子品種の原種を混合し生産した一般種子の場合、混合したすべての品種）の純種子粒を除いた純種子粒をいう。

(注4) 百分率は、全量に対する重量比をいう。

(注5) 麦類については、カラスムギ、カラスノエンドウを含んではならないものとする。

(注6) いずれについても、種伝染性の病虫害種子は含んではならないものとする。

(2) 方法

ア 審査試料の抽出方法

荷口の作製方法、審査場所の状況等を勘案して、次のいずれかの方法を採用する。

(ア) 毎個審査

1包装ごとに抜き取り審査する。

(イ) 抽出審査

a 均質な荷口を構成する個袋群から、次の表において荷口中の個袋数ごとに掲げた抽出個袋数を無作為に抽出し、審査する。

荷口中の個袋数	抽出個袋数	不良個袋数
50 個以下	17 個	0 個
51 ~ 100	33	1
101 ~ 200	60	3
201 ~ 300	83	5
301 ~ 400	100	6
401 ~ 500	110	7
501 ~ 600	125	8
601 ~ 800	140	9
801 ~ 1000	150	10

- b 審査の結果、不良個袋数が a の表に掲げる数を超えないときは、当該荷口を合格とする。また、超えるときは、毎個審査に切り換えるものとする。
- c 不良個袋は、取り除くものとする。

(ウ) ばら審査

- a 施設において連続的に処理され、自動試料採取装置を設置している場合における審査の試料は、経時的、経量的に受検ロットの重量の 1/1,000 以上を採取する。
- b a 以外の場合であって、大型の出荷容器を用いるときにおける審査の試料は、穀刺または採取器で受検ロットの 5 カ所以上から試料採取の位置が偏在しないように採取する。
- c a または b の方法により採取した試料は、均一であることを確認した後、試料均分器または四分法により縮分して審査対象試料を作成する。

イ 発芽率の測定方法

(ア) 発芽率の測定試料の採取

発芽率を測定するための試料は、測定対象ごとに 1 区 100 粒、2 反復分計 200 粒を用意する。

(イ) 測定条件

主要農作物の種類	発芽床の条件	温度	測定日		休眠打破法その他の留意事項
			第 1 回目	最終	
稲	ろ紙の上、間 または砂の中	25	5	14	予熱(50、7日以内) 水または 1 規定硝酸に浸漬(24時間)
大麦	"	20	4	7	予熱(30~35、7日以内)、予冷(5 ~10、7日以内) または 0.05%ジ ベレリン溶液もしくは 0.2%硝酸カリ ウム水溶液に浸漬
はだか麦	"	20	4	8	"
小麦	"	20	4	8	"
大豆	"	25	5	8	-

(注 1) 照光条件で行うことが望ましい。

(注 2) ±2 の範囲に温度変化を留める。

(注 3) 休眠打破を行った期間は含まない。第 1 回目の測定日は、品種の特性等に応じて 3 日以内の適切な幅を設定する。砂を用いて検査を行った場合で 7~10 日以内に終わるものについては第 1 回目の算定を省略してよい。また、最終の測定日は過ぎないように測定を行うが、検査期間を延長することが適当と考えられるときは 7 日まで検査期間を延長することができる。

(注 4) 発芽率の評価に必要な休眠打破法については、上述のどの方法あるいはどの組合せも用いることができる。また、必要に応じて、別途、科学的根拠に基づいた手法を選択できる。

(注 5) 測定結果は、2 反復の平均値(端数は四捨五入)として算出する。

ウ 異品種種子、異種種子、雑草種子及び病虫害種子の測定方法

(ア) 測定試料の採取及び分離

測定試料は、1 測定単位につき稲 50g、麦類 100g 及び大豆 500g を採取し、純種子粒、異品種種子、異種種子、雑草種子、病虫害種子及びその他の内容物に分離する。

(イ) 測定及び測定結果の処理

稲は 1/100g まで、麦類及び大豆は 1/10g まで秤量し、それぞれの割合を求める。

[別記4] (第6の3の(2)関係)

指定種子生産ほ場、指定原種ほに掲示する標札または標柱の参考様式

() 年産採種圃場	
圃場番号	種類
品 種 名	
植え付け日	日
面 積	総計
契 約	a
所 在 地	
市 町	
生 産 者 名	

- 注 1 標札は、堅牢なものとするとともに、耐水性のインクを用いて記載すること。
- 2 標柱の場合は、標札の記載事項を見やすいところに記載のこと。
- 3 種子生産者は、指定に係るほ場を経営する者、また、種子生産委託者は、種子生産者に種子の生産を委託した者をいう。
- 4 同質遺伝子品種の原種を混合して一般種子を生産する場合には、「品種」の欄に、混合した全ての品種名及び当該原種から構成される集団に名称が付されている場合には、その名称を記入すること。

[別記第2号様式] (第5の3の(2)関係)

長崎県指令 番号
年 月 日

申請者 様

長崎県知事 印

指定種子生産ほ場（指定原種ほ）の指定について

年 月 日付けで申請のあった 年産指定種子生産ほ場（指定原種ほ）の指定については、長崎県主要農作物種子条例第7条第1項（第6条第2項）の規定に基づき申請どおり指定します。

[別記第3号様式] (第6の1の(4)関係)

表

第 号
種 子 審 査 員 証 票
職名
氏名
年 月 日生
長崎県主要農作物種子条例第8条第1項の規定による審査 を行う吏員であることを証する。
年 月 日発行
長崎県知事

裏

長崎県主要農作物種子条例抜粋
(審査)
第8条 指定種子生産ほ場を経営する者(以下「指定種子生産者」という。)は、次に掲げるほ場審査及び生産物審査(以下「審査」という。)を受けなければならない。
(1) ほ場審査(指定種子生産ほ場において、栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について知事が行う審査をいう。)
(2) 生産物審査(ほ場審査に合格した指定種子生産ほ場において生産された奨励品種の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について知事が行う審査をいう。)
2 前項各号に掲げる審査は、指定種子生産者からの請求により行うものとする。
3 知事は、前項の請求があった場合は、知事が任命する者(以下「審査員」という。)に審査をさせるものとし、審査員は、審査の結果について、指定種子生産者に対して審査証明書を交付するものとする。
4 審査員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があったときは、これを呈示しなければならない。
(原種等の生産)
第6条 知事は、種子計画に基づき、奨励品種の優良な種子の生産に必要な原種等の生産を行うものとする。
3 (略) 第8条及び第9条の規定は同項の指定原種ほ場又は指定原原種ほ場における原種等の生産について準用する。

[別記第4号様式] (第6の3の(1)関係)

番 号
年 月 日

振興局長 様
(農林技術開発センター所長 様)
(農産園芸課長 様)
一般社団法人長崎県米麦改良協会会長理事 様

審査請求者

年産 指定種子生産ほ場審査(指定原種ほ場審査)の実施について

長崎県主要農作物種子条例第8条第1項(第6条第3項)の規定に基づき、指定種子生産ほ場(指定原種ほ)のほ場審査を下記のとおり実施していただきたく、担当職員の出席についてご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 日 時

2. 集合場所

3. 審査場所

[別記第5号様式] (第6の4の(1)関係)

番
年 月 日

登録検査機関
農業協同組合 様

振興局長 印

年産 種子生産物審査結果について

このことについて、長崎県主要農作物種子条例第8条第3項に基づき、生産物審査証明書を別紙一覧表のとおり交付したので通知します。

なお、別紙の者が生産した農作物種子は、種苗法第61条第1項の規定に基づく指定種苗の生産等に関する基準に適合すると認められるので、この旨証明します。

[別記第6号様式] (第6の4の(1)のア関係)

生産物審査証明書

種苗法第61条第1項の規定に基づく指定種苗の生産等に関する基準に適合すると認められるので、この旨証明する。

種類		品種	
----	--	----	--

生産年

年産

生産地

長崎県 市

J A

農業協同組合

種子審査員

長崎県



種類：種子水稻うるちもみ、種子水稻もちもみ、種子陸稻うるちもみ、種子陸稻もちもみ、種子大麦、種子はだか麦、種子小麦、種子大豆

[別記第7号様式] (第6の4の(1)のイ関係)

種子保証票 その1

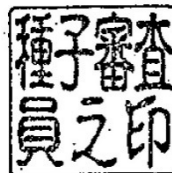
種類
品種名
生産年 年産
生産地 長崎県 市
生産者
種子審査員 長崎県



塩水選及び種子消毒は県防除基準に従い必ず実施してください。
尚、この保証票は一年間保管してください。

種子保証票 その2

種類
品種名
生産年 年産
生産地 長崎県 市
生産者
種子審査員 長崎県



塩水選及び種子消毒は県防除基準に従い必ず実施してください。
尚、この保証票は一年間保管してください。

(一部略)

種子保証票 その5

種類
品種名
生産年 年産
生産地 長崎県 市
生産者
種子審査員 長崎県



塩水選及び種子消毒は県防除基準に従い必ず実施してください。
尚、この保証票は一年間保管してください。